

# 「治水・利水等流域水管理条例(仮称)」骨子案

平成28年2月定例会(付託)  
県土整備委員会資料(その3)  
県土整備部

## ◆基本理念

治水・利水など水に関わる管理は、地球温暖化に伴う気候変動により懸念される深刻な洪水及び異常渇水、南海トラフ巨大地震による大規模な地震・津波等の自然災害並びに少子化・高齢化等による著しい社会環境の変化に対して、県民の安全・安心が確保できるよう、強靱な県土づくりを旨として、行われなければならない。

治水・利水など水に関わる管理は、先人達の絶え間ない治水の労苦の歴史に鑑み、治水の上に利水が成り立つとの考えのもと、洪水被害を抑えることを最優先とするとともに、健全な水循環のもとで、県民が最大の恩恵を享受できるように行われなければならない。

治水・利水など水に関わる管理は、水に関わる労苦の歴史や水循環への知識と理解を深めるための水教育を推進し、県民、県、市町村その他関係者が、それぞれの役割分担のもとに、流域全体で、総合的かつ一体的に行われなければならない。

### ◆国、市町村との連携

治水及び利水等に係る基本理念、施策等の考え方を  
国や市町村に広く普及し、共有するとともに、連携、協力し関連事業の推進に努める

### ◆県民、事業者等の役割

県、その他の関係者が実施する  
治水・利水対策等に対し積極的な協力を努める

## ◆方針及び主な事項

	I 治水	II 利水	III 水循環・環境	IV 災害対応	V 水教育
方針	最悪の事態を視野に入れ、生命を守ることを最優先として、流域におけるハード・ソフトを総動員した事前防災・減災対策に努める。	水の恵みを楽しむことができる社会や環境を未来に引き継げるよう、叡智を結集した戦略的な水利用及び異常渇水への事前対策に努める。	健全な水循環と豊かで多様な生態系の保全及び回復のもとで、安らぎ、憩い、賑わうことができる流域づくり・まちづくりに努める。	あらゆる災害を想定した流域の役割と利活用策を明確にするとともに、強靱な県土づくりによる防災能力の向上に努める。	県民誰もが、治水・利水の歴史や水循環の重要性等に関する教育の機会を提供するとともに、未来の水教育を担う人材の育成に努める。
主な既存重点事項	<b>①【河川等の整備及び維持】</b> (1) 洪水に対応する河川整備及び維持 無堤地区の解消や内水対策等による浸水被害の低減・解消 (2) 地震及び津波に対応する河川整備及び維持 地震及び津波の影響を受ける箇所の耐震化・高上げ等の実施 <b>②【河川管理施設等の総合管理】</b> (1) 河川管理施設等の戦略的維持管理 長寿命化計画の策定及び計画に則った維持管理の展開	<b>①【既存施設の有効活用及び新たな水量確保】</b> (1) ダムの貯留機能の維持・向上と拡充 ダム設備点検や堆砂状況を把握し機能を維持・向上させ安定的に水供給 (2) 利水者による適切な水管理の取組 取水、送水施設の適切な維持管理など水管理の徹底 <b>②【異常渇水への対応】</b> (1) 渇水時の被害軽減対策の取組 取水制限の利水者間調整やわかりやすい渇水情報の提供	<b>①【涵養機能の維持及び向上】</b> (1) 森林の水涵養 計画的な植林や間伐等の林業生産活動等による森づくり <b>②【流域環境の創出及び保全】</b> (1) 水辺空間の創出 市町村や民間団体等と連携した親水空間の整備やイベントの開催 <b>③【水循環の適正化】</b> (1) 水質の浄化 自然石の活用や導水等による水質改善策の実施と継続的なモニタリング	<b>①【市町村への支援】</b> (1) 市町村への技術的支援等 被災市町村への人的派遣や技術的助言等による早期復旧の支援 <b>②【水防体制の強化等】</b> (1) 津波に対する水防活動 津波時における安全・迅速・適確な水防活動を推進 (2) 水防拠点等の維持管理 流域毎の水防拠点における水防資機材等の適切な維持管理	<b>①【水循環に関する意識の啓発】</b> (1) 地域に密着した啓発活動 県民の要望や要請に応える水循環に関する啓発活動の実施 (2) イベント等を通じた水資源の啓発 水の日啓発活動等による水循環の重要性や水文化を次世代へ継承 <b>②【水循環に関する教育の実施】</b> (1) 学校教育と連携した教育 校外活動等を活用した水循環に関する学校教育の実施
主な新規事項	<b>①【施設の能力を上回る外力への対応】</b> (1) 避難時間が確保される整備 住民が避難できる時間確保を目的とした粘り強い施設整備 <b>②【雨水貯留区域(仮)の指定等】</b> (1) 雨水貯留区域(仮)の指定 河川整備や内水対策と組み合わせた土地利用規制 <b>③【河川管理施設等の総合管理】</b> (1) 総合的な土砂管理 流域全体の土砂管理に加え、活用・流通までも含む総合土砂対策を推進 <b>④【河川管理施設等の抜本的な機能向上】</b> (1) ダム・堤防等河川管理施設の機能再生及び整備 ダム・堤防等の維持管理及びニーズに応える機能の再生や整備 (2) 河川管理施設等の徹底活用 河川管理施設等の機能を徹底活用する関係者と連携した運用を推進 <b>⑤【河川情報等の収集・提供】</b> (1) 情報基盤の整備 迅速・適確な情報収集・提供を行うICT等を活用した情報基盤の整備 (2) わかりやすい情報提供 県民の避難向上につながるICT等を活用したわかりやすい情報提供	<b>①【既存施設の有効活用及び新たな水量確保】</b> (1) 堰堤貯留機能の活用 堰堤等を活用して流水を貯留し、水量の確保 (2) ダム利水計画の検証と見直し ダム建設後の社会状況変化を確認し、利水計画を見直し (3) ダム上流域における面的な堆砂対策 堆砂の現状を把握し、他の施設管理者と連携した堆砂対策の実施 <b>②【流水の新たな活用】</b> (1) 小水力発電の推進 用水路等の落差や水量を利用したエネルギーの回収 <b>③【異常渇水への対応】</b> (1) 異常渇水時の行動計画 渇水時の市町村、県民等の行動を盛り込んだタイムラインの策定 (2) 渇水被害の最小化 流量減少の影響を把握する環境モニタリングの実施 <b>④【利水サポート団体】</b> (1) 利水サポート団体の組織 節水、渇水対策への活動に協力する団体を組織し、支援	<b>①【涵養機能の維持及び向上】</b> (1) 河川から地下水への涵養 河川から地下水への涵養を促す河川整備の実施 (2) 農地の水涵養 水田での湛水等による地下水涵養機能の増進 (3) 水循環の把握 河川や水利用状況等を調査し、データを蓄積後に公表 <b>②【流域環境の創出及び保全】</b> (1) 環境等の保全 流域内、水系一海域間の水、生物等の連続性に配慮した生物多様性の保全 (2) 河川の拠点整備 流域内の観光地等をむすぶ、河川の賑わい・拠点を整備 (3) 安らぎを創るまちづくり 誰もが訪れやすいユニバーサルゾーン等を設定した水辺環境の形成 <b>③【新たな技術による地域貢献】</b> (1) 水循環等の新技術による地域貢献 地元企業による新技術に実証フィールドを提供	<b>①【震災時等の対応】</b> (1) 治水施設の早期復旧計画 ダム、排水施設等で地震被害を想定した復旧計画の策定 (2) 大量の流木等の撤去対策 大量の流木等を想定した撤去計画の策定 (3) 放置艇の解消 津波による被害を拡大させる河川内の放置艇を解消 (4) 河川空間の防災機能の活用 河川敷等の空間を活かした避難・復旧活動を推進 (5) 復旧手段等の多重化 河川を利用した避難・復旧等に必要経路等の多重化による冗長性確保 <b>②【水防体制の強化等】</b> (1) 流域内の総合的水防訓練 流域内の防災拠点等と住民が一体となった総合的水防訓練の実施 (2) 水防団の機能強化 水防団員の水防技術向上や資格取得による水防団の機能強化	<b>①【水循環に関する意識の啓発】</b> (1) とくしま水防の日の創設 徳島県の「水防の日」を創設し、県民に水防の重要性を啓発 (2) 知事表彰の創設 治水・利水等に関する功労者に対する知事表彰制度の創設 (3) 県内河川での上下流交流の推進 水源地と下流域との交流による飲水思源等の啓発 <b>②【水循環に関する教育の実施】</b> (1) 誰もが容易に学べる環境づくり 水関連史跡や河川整備事例を活かした水循環を学ぶ環境づくりを推進 (2) 水教育を県民運動として全県展開 水教育に関する催事や県民運動等の全県展開を推進 (3) 川と水の探求用教材 健全な水循環の重要性の理解と関心を深める教育を推進する施策の実施 (4) 過去の災害事例の整理と活用 過去の災害を教訓とし、災害遺産等からの災害情報の活用や教育を推進

## ◆推進体制

### ●流域水管理計画(仮称)の策定

洪水や水利用等で、課題となっている県管理河川の流域において策定  
 ・現状と将来の課題  
 ・将来の目指す姿  
 ・流域水管理の推進方針  
 ・流域水管理の施策及び実施方法 等

### ●流域水管理計画協議会(仮称)の設置

<構成> 学識経験者、関係市町村、行政機関 等  
 <役割> 流域水管理計画の策定  
 流域水管理計画の推進、点検 等

### ●財源措置

計画推進に必要な財源措置に努める